

主な変更に係る必要書類（介護給付費等以外）【障がい児】

○変更から10日以内（別途提出期限を設けているものを除く）に届け出てください。

○必要書類欄の各届出書は、以下の届出書を指します。

変更届出書：指定障がい児通所支援事業者（指定障がい児入所施設）変更届出書

事業変更届出書：障がい児通所支援事業（障がい児相談支援事業）変更届出書

体制等に関する届出書：介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

○必要書類欄中の記号は、以下の意味を表します。

★：居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は不要

☆：実務経験が必要な資格の場合、必要（卒業要件と併せて見る場合、卒業証書の写し等も提出）

○最下部の留意事項もご確認ください。

【提出書類】

①変更届出書

②下記の書類 ※変更する事項により提出書類が異なります。

番号	変更事項	詳細・主な例	提出書類
1	事業所（施設）の名称		<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 付表 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 業務管理体制に係る変更届※
2	事業所（施設）の所在地 ※提出期限注意※ 事前相談の上、 変更月の前月15日 ※通所系サービスは現地確認を行います ※ <u>山形市外への移転</u> は、 <u>現在指定されている事業所の廃止及び移転先管轄自治体からの新規指定が必要</u> となり、変更届での変更はできません		<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 付表 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 事業所の周辺地図 <input type="checkbox"/> 参考様式1（平面図） <input type="checkbox"/> 参考様式2（設備・備品一覧） <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し（賃貸借の場合） <input type="checkbox"/> 参考様式8（建築物関係法令に関する届出書） ★ <input type="checkbox"/> 業務管理体制に係る変更届※
3	法人の名称・所在地 ※ <u>運営法人が別法人へと変更になる場合</u> 、 現事業所の廃止と新法人で新規指定申請が必要 となり、変更届での変更はできません		<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（原本）等 <input type="checkbox"/> 業務管理体制に係る変更届※
4	代表者の氏名及び住所		<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（原本）等 <input type="checkbox"/> 参考様式5（誓約書）※1 <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書※1 ※1 住所変更のみの場合、不要 <input type="checkbox"/> 業務管理体制に係る変更届※

番号	変更事項	詳細・主な例	提出書類
5	登記事項証明書 等 (当該指定に係る事業に関するものに限る)	登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (原本)
		定款・条例	<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 定款又は条例
6	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類		<input type="checkbox"/> 医療法第7条の許可を受けた診療所であることが分かる証明書等
7	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ※面積要件がある施設に係る変更は要事前相談		<input type="checkbox"/> 参考様式1 (平面図) <input type="checkbox"/> 参考様式2 (設備・備品等一覧) <input type="checkbox"/> 参考様式8 (建築物関係法令に関する届出書) ★※ ※ 建築関係法令・消防法等による確認が必要な変更の場合、必要
8	管理者の氏名及び住所		<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 付表 <input type="checkbox"/> 別紙1 (勤務形態一覧表) <input type="checkbox"/> 参考様式3 (経歴書) ※ ※ 住所変更のみの場合、不要
9	児童発達支援管理責任者の氏名及び住所		<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 付表 <input type="checkbox"/> 別紙1 (勤務形態一覧表) <input type="checkbox"/> 参考様式3 (経歴書) ※ <input type="checkbox"/> 研修修了証・資格証等の写し※ <input type="checkbox"/> 参考様式6 (実務経験証明書) ☆※ ※ 住所変更のみの場合、不要
10	運営規程	配置基準に記載の職種の追加等 例)機能訓練担当職員がいなかった事業所が、新たに機能訓練担当職員を雇用した場合	<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 付表 <input type="checkbox"/> 別紙1 (勤務形態一覧表) <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 参考様式3 (経歴書) ※ <input type="checkbox"/> 研修修了証・資格者証等の写し※ <input type="checkbox"/> 参考様式6 (実務経験証明書) ☆※ ※ 人員減少時は不要
		サービス提供日・時間の変更	<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 付表 <input type="checkbox"/> 別紙1 (勤務形態一覧表) <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 加算に係る変更届出 (必要な場合)

番号	変更事項	詳細・主な例	提出書類
	運営規程	サービスの主たる対象者の変更	<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 付表 <input type="checkbox"/> 参考様式7（主たる対象者を特定する理由等） <input type="checkbox"/> 運営規定 ※ 主たる対象を重症心から重症心以外に変更する場合、指定変更（定員の増）が必要となる場合があります（定員の増に係る必要書類を併せてご確認ください）
		定員の減 ※要事前相談 ※定員の増は、指定変更手続きに係る必要書類を参照	<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 付表 <input type="checkbox"/> 運営規定 <input type="checkbox"/> 体制等に関する届出書 <input type="checkbox"/> 体制等状況一覧表
		上記以外の変更	<input type="checkbox"/> 事業変更届出書 <input type="checkbox"/> 変更に係る書類
11	その他の変更	電話・FAX	事業所の電話番号・FAX番号が変わる場合 <input type="checkbox"/> 付表 主たる事務所の電話番号・FAX番号が変わる場合 <input type="checkbox"/> 業務管理体制に係る変更届※
		協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	<input type="checkbox"/> 付表 <input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約内容が分かるもの（契約書の写し等）

【留意事項】

- ◆各必要書類欄に記載がない書類についても、提出を求める場合があります。
- ◆複数サービスを行う法人で、法人の名称・所在地の変更や代表者の氏名及び住所の変更など、登記事項証明書の提出が必要な申請が複数ある場合、同一日付けの変更であれば、原本一部をいずれかのサービスに添付のうえ、他のサービスについては登記事項証明書の写しを添付してください。
- ◆業務管理体制の届出は、山形市、山形県、厚生労働省のいずれかの担当機関に提出してください。
また、必要書類欄に記載がない場合でも、業務管理体制の届出が必要な場合があります。
担当機関及び届出の要否を確認してください。